

常務理事	事務長 (課長)	課長 (課長代理)	担当者

健康保険 資格確認書 (再) 交付申請書

被 保 険 者 が 記 入 す る 欄	① 健康保険の記号番号	—	※健康保険の記号番号が不明の場合、個人番号を記載	
	② 被保険者の氏名	③ 被保険者の生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
	④ 被保険者の住所	〒 —		
	⑤ (再) 交付 対象者の氏名	⑥ (再) 交付 対象者の生年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
	⑦ 資格確認書の交付を 希望する場合の理由 (該当番号に○)	1. マイナンバーカードを紛失、更新中のため 2. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため 3. マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていないため 4. マイナンバーカードを持っていない(作っていない)、返納したため 5. マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため		
	⑧ 資格確認書をき損、 滅失のため、再交付 する場合に記入	き損の場合 理 由：		
		滅失の場合 理 由： 上記のとおり資格確認書を滅失しましたが、今後は十分注意します。 なお、滅失した資格確認書を発見した時はただちに返納します。 <div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; width: 100px; margin: 0 auto;">被保険者氏名</div>		

事 業 主 が 記 入 す る 欄	上記のとおり、被保険者から資格確認書(再)交付の申請がありましたので届出いたします。	
	令和 年 月 日	
	事業所 所在地	
	事業所 名称	
	事業主 氏 名	
電話番号	()	

受付日付印

原則、下記の理由で資格確認書を交付することはできませんのでご注意ください。

①マイナ保険証を保有しているが念のため資格確認書を持っておきたい。

※マイナ保険証とは・・・健康保険証利用登録が完了したマイナンバーカードがマイナ保険証です。

②保育園等で園児が医療機関等を受診する際に備えるため。

③修学旅行等の学校行事等において児童が医療機関を受診する際に備えるため。

【①について資格確認書を交付しない理由】

法令上、資格確認書はマイナ保険証で医療機関を受診できない方に交付するものであるため。

※医療機関の受診時にマイナ保険証の利用が困難な方（要介護の高齢者や障害をお持ちの方など）は除く。

【②、③について資格確認書を交付しない理由】

保護者に代わり保育士や学校教員等が児童を連れて医療機関等を受診する際は保育士等の管理監督下のためなりすましが起こることは想定され難く、例外的に下記の書類により受診が可能とされています。

- ・マイナポータルに表示される資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの又はその印刷物
- ・資格情報のお知らせ又はその写し

マイナポータルで医療保険の資格情報画面を確認する方法

医療保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用



医療保険の資格情報画面

別添1

この画面のみでは受診できません。マイナ保険証とあわせて医療機関等の受付に提示してください。

保存日時： 2024年2月6日 時点

保 険 者 名	XXXX健康保険組合
保 険 者 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
枝 番	00
氏 名	XX XX

70歳以上の方又は後期高齢者医療の加入者

一 部 負 担 金 割 合	—
有 効 期 限	—

(注) マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合には、保存したPDFファイルをマイナ保険証とともに医療機関等の受付に提示することで受診いただけます。なお、70歳以上の方や後期高齢者医療の加入者の方は、表示されている有効期間の到来に伴い、一部負担金割合が必要になる場合がありますので、ご確認ください。